

溜川水質浄化活動を通じて環境問題を考える。

玉島商工会議所 環境問題委員長
兼信英雄

一の口水門

約300年前、備中松山藩、水谷勝宗の命により施工された閘門式運河です。

- パナマ運河より約240年前に創設されたもの。
- 1級河川、高梁川から溜川への取水口であります。

溜川周辺

■高梁川の支流、日本最古の「一の口水門」から引水されている溜川、倉敷市玉島のほぼ中心部にある周囲約2kmの遊水池です。

■生活排水やゴミの投機により年々水質が悪化して夏になると付近の住民はヘドロ臭に悩まされていました。

溜川水質浄化

- 平成8年から毎月2回40L放流支流において
- 10年7月から溜川上流に移し500L本格放流

溜川の水質浄化活動

溜川の水質浄化指数

溜川清掃活動

玉島ライオンズクラブが中心になって平成10年11月からこれまで15回実施、最初のころは40名ぐらいでスタートしたが現在は役所、企業、市民団体、市民300名ぐらいになっている。

溜川の浄化活動について

■溜川流域の家庭や企業で発生する生ゴミを有用微生物により発酵させ有機肥料として、農地に還元する。さらに発酵課程で発生する液肥を溜川支流に放流し、水質浄化をはかる。

このシステムにより

- ゴミの減量化を図る
- 農地へ有機肥料を安定供給する。
- 溜川の水質浄化を図る。

溜川水生植物植生試験

問題点1 ヘドロの処理の問題、リサイクル原料として公園に利用できないか。
ケナフを使っての環境教育の実施

- 3ヶ月で5mぐらいに 成長する、c o 2 吸収、 温暖化防止
- 食べられる
- 紙づくりができる

環境教育

- 中州小学校他3校で実施
ケナフクッキーも作ったよ。
こんなに大きくなったよ！
- 6月に種まきをしたケナフは4ヶ月でこんなに大きくなりました。
- 5m40cm
- 玉島南小学校

問題点 2.学校 PTA など環境学習に温度差がある

ダルマガエル

- 溜川に生息する、絶滅危惧 にあげられているカエルです。
- 体長は5 . 6 C M。トノサマガエルより小型でだるまのようにずんぐりしています。
- 人が近づいても、おっとりしているというか、鈍いというのかあまり逃げません。
- 足が 短いのでジャンプが
得意ではありません。
- 背中縦線がないことが
- トノサマガエルと違う大きな特徴です。

問題点 3、公園計画が進む中、溜川におけるダルマガエルの保護を誰がやるのか。

韓国赤十字社ベ会長

- 韓国第2都市釜山市人口400万は生ゴミを埋め立てていました。
- 市民はそこから発生する八工の大群と悪臭と汚水に悩まされてきました。
- 大韓赤十字社釜山支社長
ペイ・ミョンチャン氏はEMを使って生ゴミを処理することを考えました。
- しかし、EMから発生する腐敗臭に孤立無援となりました。

生ゴミ処理有機肥料プラント

- 紆余曲折の末、生ゴミ分離運動が軌道に乗り、現在では全市の80%に普及して2010年までに全市に普及する見込み。
- 分離運動によりゴミの量が1/10に減少。
- 現在世界が注目している。

問題点 4、日本では生ゴミを全て焼却処理をするよう法制化されているのか。

菜の花プロジェクト

- 菜の花の咲くころ市民や子供たちを溜川呼んで自然観察会や自然植物試食会をしようと計画しました。皆様のご理解とご参加よろしくお願ひします。

■1.実施日 4/23(日曜日) 溜川公園用地

■1.JA 倉敷による青空市場

■2 写生大会

■3.自然観察会

■4.芋煮会

■5.菜の花プロジェクト体験学習

■菜の花てんぷら試食会

■菜の花油発電機見学会

■菜の花エンジン使用

■ごみ収集車見学会

■その他

■ 「溜川の歌」合唱する。

菜の花フェスティバル

■平成 17 年からの取り組み。

問題点 5、菜の花から取れる BDF,と軽油を混ぜた場合、軽油税が加算されている。

環境税の説明

■平成 17 年 8 月 24 日

■玉島ライオンズクラブ

■メンバー 40 名に説明。

■なぜ環境税が必要か

■理解を得たように思います。

問題点 6、市民に環境税の説明があまり浸透していない。

PCB 保管状況、太陽電機

■平成 6 年 4 月 1 日より

■現在まで保管

■内容

■高圧コンデンサー

■ 11 基

■蛍光灯安定器

■ 14 台

問題点 7.中国地方では PCB の処理が出来ない。

むすび

問題点 1 ヘドロの処理の問題、リサイクル原料として公園に利用できないか。

問題点 2.学校 PTA など環境学習に温度差がある

問題点 3、公園計画が進む中、溜川におけるダルマガエルの保護を誰がやるのか。

問題点 4、日本では生ゴミを全て焼却処理をするよう法制化されているのか。

問題点 5、菜の花から取れる BDF と軽油を混ぜた場合、軽油税が加算されている。

問題点 6、市民に環境税の説明があまり浸透していない。

問題点 7.中国地方では PCB の処理が出来ない。

1. 環境税について	21134
2. PCB 処理の現状	22190
3. 温暖化問題	11203
4.	
菜の花プロジェクト	21232
ヘドロの処理について	12183
生ゴミ処理	22183
5. 絶滅危惧種ダルマガエル	221b7

「持続可能な開発のための教育(E S D)」をより明確に盛り込んでほしい

池田満之 (ikd@mxt.mesh.ne.jp)

(特活)「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議副代表理事

岡山ユネスコ協会理事・岡山 E S D 研究会代表世話人

(株)環境アセスメントセンター西日本事業部代表取締役

今後の環境政策の展開の方向について、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の総合的な向上」などを示し、この方向に沿った重点分野における施策として、地域コミュニティが進める環境保全の人づくり・地域づくりなどを盛り込んだことは、我が国が提唱し、平成 17 年から始まった「国連・持続可能な開発のための教育(E S D)の10年」が目指す E S D に合致するものであり、持続可能な社会づくりに向けた望ましい方向性として高く評価できる。

ただ、この「E S D の 10 年」の推進については、基本計画(案)の 102 頁等にいくらかは明記されているが、あまりにも記述も位置付けも弱すぎる。特に、省庁横断的な取り組みにおける環境教育・環境学習や地域づくり・人づくりにおいては、もっとも重要かつ実効性が期待される施策ではないかと思うが、その具体的な取り組みが明確でなく、その実効性に不安を感じる。

要望 1 : 「E S D 国民運動の推進」を明記してほしい。

E S D の重要性に比べて、あまりにもその周知、認識が低すぎる。E S D の重要性は、この基本計画(案)でも述べられているわけであり、また、E S D の推進は、国民をあげて取り組むべき重要な課題であることから、基本計画の大きな柱に、「E S D 国民運動の推進」を明記し、「地球温暖化対策国民運動」に匹敵する取り組みに持ち上げてほしい。

要望 2 : E S D 推進のための実効性のある明確な記述を入れてほしい。

E S D に関する記述は、あまりにも簡潔すぎていて、実際には環境教育・環境学習や地域づくり・人づくりに関する記載の多くが E S D と深く関わっているはずなのに、それが読み取りにくい記述になっている。もっと、E S D との関わりを明確に示し、関係する箇所にはわかりやすく明確に E S D との関係、E S D と係わってどう展開していくのかを明記してほしい。そこがないと、周知度・認知度が低い分、E S D が効果的に行われることはあまり期待できない。E S D の提唱国に相応しい模範的な基本計画の記載をしてほしい。

特に、省庁の垣根を越えた環境省・文部科学省・経済産業省などの各省との連携した取り組み、教育の現場、地域コミュニティとの効果的な協働が進められる仕組みづくりとその支援について、より明確に記載してほしい。中でも、E S D を進める組織・団体・個人が、持続的に携わっていくことが可能となる財政的、社会身分的な仕組みづくりは不可欠である。いくら良いことであっても、かすみを食って続けていくことはできない。また、E S D はボランティアベースで進められるほど、容易なものではなく、プロの教育者が中核にあって、コーディネート等をかなりしっかりしていかなければ、その実効性は乏しいものになりかねない。

《 池田満之：追加説明資料 》

第三次環境基本計画案における「持続可能な開発のための教育(E S D)」

第三次環境基本計画(案)(以下、「計画案」を記す)では、この計画が「持続可能な社会」を目指したものであることを明確に示した上で、今後の環境政策の展開の方向について、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の総合的な向上」などを示し、この方向に沿った重点分野における施策として、地域コミュニティが進める環境保全の人づくり・地域づくりなどを盛り込んだことは、我が国が提唱し、2005年から始まった「国連・持続可能な開発のための教育(E S D)の10年」(2005年～2014年)が目指しているものと合致しており、持続可能な社会づくりに向けた望ましい方向性として高く評価できます。計画案の6頁、整理番号10018には、「本計画では、我が国及び世界の将来を長期にわたって展望しつつ、2025年頃までに実現すべき社会を見据えながら、当面の環境政策の方向と取組の枠組みを明らかにしていきます。」とあり、「E S Dの10年」の取組が、期間前半の重要な政策の柱に位置付けられるのではないかと思います。

E S Dは、リオの地球サミットから10年後の振り返り、2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて、地球サミットで採択した行動計画「アジェンダ21」がこの10年で効果的に実行されなかった反省から、持続可能な社会の実現には、すべての人の意識、行動、ライフスタイルを持続可能なものへと変革していく必要があるという考えから、そのための方策・手段として出てきた重要な教育政策です。しかも、これは、我が国がサミット場で提案し、その年の国連総会で満場一致で2005年からの実施を決めたものです。2006年2月3日は、我が国における「E S Dの10年」実施計画(案)が政府から公表され、環境省のホームページ等を通じて、2月23日までパブリックコメントの募集もされていました。この3月中には、我が国の実施計画も確定される見込みだときいています。この実施計画(案)においても、もっとも重視されているのは環境政策であり、そこには環境基本計画にE S Dの推進を盛り込むことも明記されています。

確かに、今回の計画案を見ると、この「E S Dの10年」の推進については、17頁(整理番号：11212)、102頁(整理番号：21816)、106頁(整理番号：21833)、108頁(整理番号：21838)、181頁(整理番号：22282)に明記はされていますが、E S D及び「E S Dの10年」の重要性、特に我が国の環境政策における重要性を考えると、あまりにも記述も位置付けも弱すぎると思います。

「E S Dの10年」実施計画(案)でも、E S Dの認知度の低さを大きな課題にかかげてあり、普及啓発を重点的取組事項に挙げています。この環境基本計画案においても、E S Dをもっと明確に示してほしいと思います。環境基本計画にすら、この程度しか示せないのでは、ヨハネスブルグ・サミット、そしてその後の国連総会で、世界に「持続可能な社会」の実現のためにE S Dの推進をと訴えてきた我が国の姿勢そのものが、国際社会で問われるのではないのでしょうか。

ESDは、環境省のみならず、文部科学省や経済産業省などとの省庁横断的な取組における環境教育・環境学習や人づくり・地域づくりにおいては、もっとも重要かつ実効性が期待される政策になり得るものと思います。この計画案を読んだ誰もが、ESD及び「ESDの10年」の取組が、第三次環境基本計画全体に係る大きな柱であると認識できる記述にして頂きたいと願います。

特にESD及び「ESDの10年」を明確に示してほしい箇所は、1頁(整理番号:0)の序文、5~6頁(整理番号:10010~10018)の本計画の目標、12頁(整理番号:11203)等の各論におけるESDと深く結びついた記述、ここにESDとの係わりを明確に示すことが、ESDの理解と実効性を高めることにつながると思います。17頁(整理番号:11212)の「ESDの10年」の記述では、ESDの重要性、全体に係わっていることがわかりにくいです。17頁(整理番号:11213)もESDと深く関わった取組であることを明記すべきだと思います。18頁(整理番号:11215)の国際的な取組の分野の記述にも、「ESDの10年」を明確に記すべきだと思います。19頁(整理番号:12102)の「環境と経済の好循環」、21頁(整理番号:12103)の「地域コミュニティ再生」、22頁(整理番号:12104)の「ライフスタイルの転換」、26~27頁(整理番号:12401~12404)の「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」、27~29頁(整理番号:12501~12504)の「国際的な戦略を持った取組の強化」などは、ESDの取組と深い係わりがあるだけに、ESDを明確に示すことが望まれます。34頁(整理番号:21103)以降の地球温暖化対策に関する内容の多くにESDが深く係わっていることも明記し、ESDが地球温暖化対策においても重要な柱として取り組まれるようにすべきだと思います。46頁(整理番号:21212)の「もったいない」の考え方に即した取組なども、ESDの典型的な取組の1つと明記すべきだと思います。この点は、49頁(整理番号:21233)のライフスタイルなどの記述のところも同様です。58頁(整理番号:21325)の「国民、民間団体の取組」のところなどもESDと係わりが深いと思います。87頁(整理番号:21703)の市場の評価に絡んだ「意識・枠組みの進展と、実際の行動との格差」のところにも、ESDをうまく明記することも大切ではないでしょうか。92頁(整理番号:21722)の「環境を重視する経済主体としての意識改革」の記述が、ESDの持続可能な活動の財政的、社会身分的な確保の後押しになるようになればと期待します。94頁(整理番号:21741)の視点は、ESDの視点でもあると思います。99~110頁(整理番号:21801~21841)の「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」は、全面的にESDだと思いますので、ESDがしっかり認識できるように、実効あるものにできるように、もっと具体的かつ明確に記述してほしいと思います。特に取組は着手すること以上に、それを維持し、続けていくことの方が大変です。維持できる仕組みと支える仕組みづくりも、どうやったらできるのか、それがわかるような明確な記述にしてほしいと思います。でなければ手を出すところは少ないように思います。179~181頁(整理番号:22278~22282)の「環境教育・環境学習等の推進」も、より具体的に、ESDをどうやってやるのか、ESDと環境教育はどういう関係かがもっとわかりやすく明記してほしいと思います。

中央環境審議会総合政策部がとりまとめた第三次環境基本計画（案）に対する地方ブロック別ヒアリング

意見概要

岡山県・小山実
岡山商科大学附属高等学校・実習教諭
NGO 国際海岸環境教育会議・代表
環境カウンセラー（市民部門） 登録

1. 第三次環境基本計画（案）の完成度の高さに驚嘆

戦後60年の節目の昨年は、国際社会に自然災害の脅威を改めて感じさせた時期でありました。その中で、本年、様々な方々の努力により「第三次環境基本計画（案）」ができるということは、大きな意義があると感じます。各項の明快で専門的な解説は、分かりやすく国民の視点に立った文章には、心に染み込んでいくようであります。どれだけの御苦勞があったのか、想像に尽くします。

2. シャボン玉の地球文明と「P129 21A07 (10) 開発途上地域の環境保全のための支援における課題」についての意見

「宇宙から地球を眺めるとき、地球には、国境というものはない」とは、ある宇宙飛行士が述べた言葉です。太陽光線を浴びたシャボン玉は、様々な色を私たちに見せてくれます。しかしながら、今の地球文明と対比するとき、その色は、何色になるのでしょうか。そして、いつ「プチン！」と壊れてしまうかもしれません。このような中で、「国際的な枠組みづくり」の急務性が望まれています。そして、世界各国の市民に知らせるべきでしょう。しかしながら、「一日の生活が1ドル」レベルの市民に対して、どのような告知的方法があるのでしょうか。日々の生活に追われている市民には、環境問題も知らされない、地球規模の危機さえ、知らされない。このレベル層こそ、自然災害を最も被害を受ける人々なのです。国際協力が早く進むことを望みます。

3. 「(関連した意見として) 国際緑化基金」の創設、及び、「世界子ども環境再生サミット」の開催

「国際緑化基金」の創設には、現代の環境問題に関する研究・派遣等々の支援を行うものです。また、「世界子ども環境再生サミット」は、21世紀を担う子供たちこそ、「対話」による交流が必要でしょう。

第三次環境基本計画(案)地方ヒアリング(岡山会場)意見発表

香川県善通寺市 井上 修

・地域コミュニティが進める環境保全の人づくり・地域づくりについて

21809 21817 21839

環境保全について一般的な必要性を認めるだけでなく、情報を積極的に集めて行動に移すようにするための、**環境の人づくり**を進める必要があります。さらに、豊かなライフスタイルを可能にする、様々な技術や地域コミュニティ活用のための**取り組み手法**が開発され、供給、提供される必要があります。自らの行動が環境の保全に結びついているという実感を持てるような取り組みに結びつけていくという観点からも**コミュニティ・ビジネス**につなげ、あるいは、雇用の機会を増やすことに資するということなどの視点が重要です。

人づくり 環境について学び、自らが考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中での体験活動や実践活動に参加することを通じた環境保全の人づくりを進めることが効果的です。そのためには、地域コミュニティの中の様々な主体が関わるのが重要です。また、外部指導者が関わると視点も変わり、さらに幅広い活動になる。情報や意見交換できる場やしゅくみが必要になる。

地域づくり 地域において環境保全に関わる取組を中心になって積極的に進める人材や専門的知識を持つ人材が必要です。多様な人材が組織づくりや事業運営(プロデュース)、コミュニケーション(コーディネート)等に関する技能を身につける、必要な資源を活用できることが望まれます。活動を継続的に進めるための経済的な基盤(経営能力)などの能力を持った人材の参加が必要になります。

専門家支援 環境カウンセラー・県環境アドバイザーなどによって、地域の環境教育・環境学習が行われていますが、地域コミュニティが育ち、自らの問題として、行動するには、多くの問題を解決していかなければならない。イベント自然観察を体験しても環境学習ということで発展性が少ない。地域の組織づくりを応援しなければ、継続した活動にならないことがよくある。**環境学習+人づくり+組織づくり**と一体したアドバイスが必要である。行政からも地域支援ということで、経済的な助成から経済的に自立できる支援を望む。合わせて、専門家の紹介、学校の環境教育の現状などの情報公開や地域で連動した活動に繋げていけば、相互学習になり、地域のネットワークが広がる。

・子どもの参画から市民参画を提案 ~こどもエコクラブ活動から~

21838

こどもエコクラブ事業によって、各地域で学ぶ実践活動の場が増えて、子どもの意識が広がっている。自然環境や生活環境といった分野での取り組みに対して、サポーターへの指導者教育や専門家の意見を聞くことなどの関わりが必要である。自然の中のプログラムは非常に多いが、役立つプログラムや教材の提供を開発していくのが困難な場合が多い。身近な自然の中でそれぞれの場において環境教育を行う際に役立つプログラム提供が求められている。「環境プログラム集」を応募して、追加更新していき、多くの利用者に情報公開し

てほしい。また、経験に基づく意見交換をする場や知見を共有する仕組みづくりについても不足している。情報公開と言いながら必要な情報が、情報過多のため入りにくくなっている。

地域環境の促進をはかる「**地域環境情報センター**」の設置が望まれる。行政枠+民間団体枠で設置できればよいと考える。環境カウンセラーなどの有資格者、地域環境活動家、教育者、専門家、などの指導者と行動できる団体、環境を意識した地域活動を進める自治会などを対象に実践行動の核を成す。

こどもエコクラブ事業が、地域に発展せず、エコクラブのみ活動になっている。さらに地域に拡げ、地域の人たちが、主体となった行動に結び付けなければ、環境調査や気づきだけに終始してしまう。

こどもエコクラブ事業には、「こどもエコクラブ応援団」というのがあがるが、地域の支援はないに等しい。

「**環境カウンセラー**」が、こどもエコクラブに積極的に参加して、促進していただきたい。

地域団体では、所属団体での活動が手いっぱい押し広げにくい状態である。地域コミュニティには、多くの期待が寄せられるが、コーディネーター養成教育が必要である。

「**環境カウンセラー**」団体に環境教育育成プログラム支援を委託してはどうか。地域と地域間を繋ぐために、今後ますます、環境カウンセラーの活躍を拡げていただきたい。(情報公開、人材登用、地域支援)

善通寺こどもエコクラブ 子ども会を中心としたメンバーで84人登録。市内8校区からの参加。
弘田川・金倉川の水質、干潟、動植物調査(待ちの中を流れる川を護岸のあり方などを見る)
里山活動(土地所有者から筆ノ山300mを地権者と協定締結をして活動の場とする)
スター・ウォッチング(光害・大気汚染など星座を観察)
地球温暖化と樹木の働き調べ(樹木の二酸化炭素の量を調査、家庭のエネルギー消費と比較)
自動販売機台数調べとゴミ調査(町の生活を通して環境を考える)
鎮守の森の植生と湧水調査(田園地帯を流れる水の流れと鎮守の森を調べる)
交流活動と活動発表

・自然風景の中から地域環境を守り、保全意識を高める

21646 21655 21656

二次林等の適切な管理により、多様な生物の生息・生育地等の保全を図るとともに、住民の求める自然とのふれあいや環境学習の場としての活用を図ることや、行政・専門家・地域住民・民間団体等の連携による体制づくりとして総合的に保全していくことを目標にしています。

自然環境の現状と時系列的な変化を捉えたデータの集積を図り、生物多様性保全に向けた様々な主体による取り組みのため基礎的な条件の整備が必要です。そのための主体団体の連携が必要です。**データの収集・提供などの体制の整備が不十分です。**

フィールド調査、分類、生態学等の研究などに携わる人材の育成、情報の共有と公開に取り組んで、自然環境データの充実を進めていただきたい。指標生物調査による把握、植生自然度調査、田園自然環境の創造、失われた自然の水辺のうち再生していくための手法を通して生態系ネットワーク形成などの進展にあわせた検討をさらに深めていくことが必要。

自然解説指導員の育成や、自然公園指導員の充実化を進めていただきたい。地域の人に自然資源の有効性を感じる環境教育・環境学習などを学んでいただく。自然環境と人為的な保全をとおして、自然との係わりを理解し、後世につなげる自然としたい。

各主体に自主的・積極的な参加をはかりながら、「循環」「共生」の考え方を基調とする環境保全の進め方を推進し、緑化、水域の水質と水量、水生生物、周辺植生等を一体的に捉えて、地域住民の参加を得ながら水辺地を維持管理しなければならない。そして、地域の自然環境との調和に配慮した環境保全の取り組みを図ることが必要である。

河川流域にゴミが落ちていない自然環境が望ましいが、河川に係わると淡水組合の漁業権のからみで自由に活動しづらい面がある。河川の管理も行政や団体でまちまちで統一されていない。生物多様性という観点

から見ると人為的攪乱と自然災害によって、生き残りをかけた上での生物多様性という感じがある。
共通理解と仕様というのを打ち出せないものなのか。

河川流域のネットワークとしての保全も盛んになってはいるが、地域意識が強く、所属地域のみ保全しようとする。河川を全体保全して考える方向性に向けたプログラムはないのか。保全の難しさがある。

地域での河川指導者は少ない。魚のことをしっかり教えて下線を学ぶことが重要である。

第三次環境基本計画（案） に関する意見

2006年3月6日

- ・生活協同組合
おかやまコープ

1

本日の意見

1. 地球温暖化対策の取り組みについて
2. 循環型社会の形成に向けた取り組みについて
3. 廃棄物等の発生抑制
一般廃棄物有料化について
4. 京都議定書の確実な達成
中長期的な国内対策のあり方について

2

1. 地球温暖化対策の取り組みについて

- 1) ライフスタイル見直し
住民の知恵と力を引き出すことが大切
- 2) 家庭での省エネ活動と国民的な運動
より積極的な推進を
- 3) 地域の中でのCO₂排出量削減
取り組みの推進を

3

1. 1) ライフスタイル見直しは、 知恵と力を引き出すことが大切

普及啓発、情報提供、環境教育など
その効果が短期的には見えにくい
粘り強く長期的にすすめることが必要

住民の知恵を

国や市町村が住民を啓発するという視点だけではなく、住民が実際に取り組んでいるさまざまな知恵を集め、住民に紹介し広げるという視点が有効

4

1. 1) ライフスタイル見直しは、 住民の知恵と力を引き出すことが大切

住民の輪を広げていくことが大切
住民の自主的な取り組みの支援を
自治体各種イベント等も環境の視点を重視し住民の参画で
取り組みに参加する住民の輪を広げていくことが大切

国民への積極的な情報提供や参加の機会づくりなどを
メーカーや行政が省エネに役立つ商品の開発
家電等の省エネ性能の向上や自家用車の燃費向上
国民への積極的な情報提供や参加の機会づくりなどを
より積極的に

5

おかやまコープ 組合員さんと一緒にすすめる取り組み

マイバッグ運動の推進
年間541万枚の削減、原油111kLの削減に（2004年度）
（その分、廃棄物発生抑制、ごみ処理費用削減、CO₂排出抑制にも）
環境に配慮した商品の普及

コアノンロール、ミルクカートンティッシュ、詰替え商品など
リサイクル活動の推進

飲料紙パック、トレイ、ペットボトル、卵パックなど

暮らしの見直し活動

家庭の電気ダイエット（「平成16年度地域協同実施排出抑制対策推進
モデル事業」に採択）、1日エコライフ活動、環境測定活動、親子水辺
教室など

6

電気ダイエットコンクール



- ・04年12月に実施
- ・1,389世帯が参加
- ・973世帯(約70%)
- ・で前年同月比で電気使用量削減
- ・80,326kWhの電力削減
- ・49,802kgのCO₂削減

7

1日エコライフ



- ・05年10月実施 3,789世帯(家族人数14,396人)が参加
- ・25,326項目を取り組み、2,655kgのCO₂削減

8

親子水辺教室



9

お店エコツアー



05年11店舗で実施、299名の参加

10

1.2) 家庭での省エネ活動と国民的な運動の積極的な推進を

家庭部門のCO₂排出量増加の要因

- ・世帯数の増加、家電製品の保有台数の増加・大型化、高齢化などによる冷暖房需要の増加
- ・日本生協連調査 子供が独立した後のシニア層・家族人数が減っても電力消費量は削減できていない
- ・世帯当たりのエネルギー使用量を減らすことが課題
- ・日本生協連調査 家庭での電力使用は冬がピーク、暖房と強い関連
- ・家の断熱対策や暖房機器の効率向上は有効な対策

各家庭での実行が鍵

「電気ダイエット」 参加した世帯の過半数が前年比で節電を達成
10%以上削減している世帯も30~40%

11

要望

1. 学校、地域、事業所での環境教育の推進による省エネ知識の普及や国民的な運動を大きく広げることが必要
2. 省エネによる経済的メリットが今以上に国民に実感できることが必要
 - 住宅の省エネ性能の向上、機器の省エネ性能の向上などを急速に普及させるための法規制や補助の仕組みを大胆に進める
 - 環境省が進めている「我が家の環境大臣」、京都議定書目標達成計画で示されている国民運動や情報提供の取組みをより積極的に推進する
 - 環境問題の原因は全て人間の行動、その行動のもとになる社会価値観をかえることが根本的解決に

12

1.3) 地域の中でのCO2排出量削減の取り組みの推進を

- ◆ ライフスタイル・社会システムをかえる現場は「地域」
- ◆ 地域の中でのCO2排出量削減の取り組みの推進
- ◆ 自治体と地域の諸団体との協同の取り組みの推進
様々なキャンペーン、環境教育や普及啓発活動がばらばら
- ◆ これらの活動を誰もが参加しやすく、より広げること
- ◆ ソフト・ハード含め、自らが動き、地域の環境をよくする
実体験
⇒地域住民の参画

13

2. 循環型社会の形成に向けた取り組みについて

- 1) 容器包装リサイクルについて
- 2) レジ袋について
- 3) 全国の生協の店舗では
- 4) 全国生協におけるレジ袋の想定削減枚数

14

2.1) 容器包装リサイクルについて

「容器包装リサイクル法」の評価

日本で初めて拡大生産者責任の考え方を取り入れた
容器や包装の回収・資源化や減量化に一定の成果

「容器包装リサイクル法」の課題

容器包装廃棄物の発生抑制の動機付けがより強く働くことが必要
拡大生産者責任の強化により事業者の役割・責任を強め、事業者が
容器包装の発生抑制を一層促進する仕組みが必要
その前提として、容器包装リサイクル法に関わる事業コストの透明化と
効率化が不可欠
市町村での収集運搬・選別保管の費用の標準化と効率向上、業務内
容や費用の公開が必要
(財)容器包装リサイクル協会での委託費用等の公開と再商品化の
コストの削減など、事業内容の透明性がはかれることが必要

15

2.1) 容器包装リサイクルについて

消費者が容器包装ゴミの削減、リサイクルに参加できる条件整備を進めることが必要

どの市町村に住んでも、消費者が容器包装ゴミの削減やリサイクルに参加できるよう、すべての市町村で原則として分別収集の実施が必要

小売店での容器包装の削減や一定規模の小売店は回収拠点になることの推進が必要

国は市町村や事業者の創意工夫を積極的に支援することが必要
容器包装ゴミの分別排出とゴミ削減を進めるために、経済的な動機付け(インセンティブ)が必要

レジ袋の有料化、家庭ゴミの有料化の検討も

その前提として、十分な検討と住民合意を進めることが大切

16

2.2) レジ袋について

廃棄物の発生抑制のため、レジ袋の有料化が必要

有料化する場合には、すべての消費者が参加できること

小売業者の競争条件を同じにするために、自主協定ではなく「法制化」が必要

法制化にあたっては、消費者の理解を得られるように、小売業者と行政・市民との協同で推進することが必要

17

2.3) 全国の生協の店舗における取り組み

全国の生協の店舗では約7割の店舗で何らかのレジ袋の有料化を実施

何の対策もとらない場合に比べ最大9割の削減効果

使い捨ての象徴として見られているレジ袋を削減することは、レジ袋の環境負荷削減だけでなく、くらしの見直しの入り口として、消費者の意識や行動を環境保全型に変える効果

18

マイバッグ運動 ～マイバッグキャンペーンの展開～



19

2.4) 全国の生協における レジ袋想定削減枚数

全国生協におけるレジ袋の想定削減枚数（04年度日生協集計）

全国主要65生協、1,018店舗で
2億8,123万枚のレジ袋削減

レジ袋有料化にあたって

組合員への積極的な広報活動、店舗で買い物袋の貸し出し、
買い物袋やマイカゴ（バスケット）の販売、持帰り用段
ボール箱の用意など
組合員の理解が得られるよう、レジ袋の代金（の一部）は
環境保全活動などに活用

20

3. 廃棄物等のリデュース（発生抑制） 一般廃棄物有料化について

一般廃棄物の有料化の検討は、家庭ゴミ削減の経済的インセンティブ効果を上げるため必要

その前提として、住民がゴミの排出抑制・資源化に参加できる条件整備と、住民の納得が必要

容器包装廃棄物も有料化することは住民にとってゴミ削減・リサイクル促進の阻害要因に

住民がゴミ処理費用の負担の回避・軽減を選択できる条件整備が必要

条件整備なしに実施する有料化は、一時のショック療法
不法投棄や後の「リバウンド」に

21

3. 廃棄物等のリデュース（発生抑制） 一般廃棄物有料化について

家庭ゴミの有料化を実施する場合には、自治体の一般廃棄物処理の情報提供・情報開示の徹底が必要

住民がゴミ処理費用のどれだけを負担するのか

本当に減量効果があるのか

有料化による収入または自治体経費の削減分は住民にとってどのように活用されるか

住民の中で徹底して議論され、住民がしっかりと納得することが必要

国による自治体の有料化支援は、こうした条件整備や住民参加を促進することを重点に
一律に自治体に有料化を強制することがあってはならない

22

4. 京都議定書の確実な達成、 中長期的な国内対策のあり方について

地球温暖化問題の解決は、京都議定書の第1約束期間の2012年で終了するものではなく、長期的に温室効果ガスの大幅な削減が必要
その決意をより明らかにするためにも、2013年以降の温室効果ガスの削減と脱温暖化社会への方向を国際的にも、国内的にも明確に示すことが必要

イギリスでは2050年に向けて温室効果ガスを60%削減する国内目標
こうした決意が、温暖化防止を促進する国際的なメッセージとして世界に影響を与え、同時に日本国民に対する脱温暖化の新しい社会づくりへのメッセージとなる

政府や自治体、産業界、NGO、市民が、自らの課題として京都議定書の目標達成に取り組むことが求められており、地球温暖化問題への切実感が国民にしっかりと伝わる取り組みが必要
国民各層への呼びかけと地域での具体的実践の強化が必要

23

最後に

おやかまコープは、京都議定書目標達成計画に関しても、自らの問題として受け止め、

1. 生協の事業からの温室効果ガスの排出量の削減・抑制
2. 生協組合員や職員、消費者のくらしの見直し活動を推進・支援し、家庭での効果ある取り組みの推進
3. 政府、自治体、事業者、NGOとの共同や横断的な取り組みに積極的に参画

地域の取り組みの前進に寄与するという姿勢のもと、民生・運輸部門対策の強化への貢献をしていきたいと考えます。

24

第三次環境基本計画（案）に関する意見

意見提出者 小林 三樹

1、総論

1) 社会の変革にも個人行動の変革にも時間を要する。

環境の危機が認識されたあと実践行動に結びつくまで、そして社会の大勢になるまでには時間が必要である。環境・資源制約に起因する破局の到来を、最小の混乱で回避できるよう国民のパラダイム転換を誘導することは、政策上きわめて重要なことと考える。低炭素社会への移行に向けた国家計画として、いささか緊迫感に欠けるのではないか。

2) 環境基本法22条に経済的措置への検討努力が盛り込まれて12年を経過するのに、豊かさへの固執と経済発展という目先の金銭的利益に顧慮するあまり、誘導政策の導入を遠慮しすぎてはいないか。

3) 省庁の枠内での計画に留まりすぎてはいないか。

4) 専門的・総合的判断ができ、さらに将来の国民生活と国家の存亡に責務を負う政府機関の基本計画として、国民に真実を知らしめて理非を説き、国論を誘導する姿勢をより鮮明に出してはいかかがか。

2、各論

1) : 価値観の変革に必要な時間について

* 12001 第2章 政策展開の方向についての中で、* 12104「100年後の世代にも伝えられるライフスタイルの変更を」の項は特に重要と思う。現代人のライフスタイルは、現在の環境負荷を規定するのみならず、続く時代の社会常識や価値観へと事実上継承されるからで、「100年後とは遠い将来ではなく子供と孫が生きる時代である」という認識を掲げて欲しい。
* 21775新しい環境と経済のあり方の項ならびに、* 21979中長期的な目標の項で、「2050年といった超長期にわたる・・・あり方を勘案し・・・検討を始めます」とあるが、超長期という語は語感として「まだまだ先のことで自分の人生には関わりない」とのイメージを与えかねない。これから子育てをして消費の主流を占める現在30歳以下の人の大半は2050年には存命である。この世代は高度経済成長後の豊かな時代しか知らずに育ち、食糧も石油も車も上下水道も不自由しない暮らしが生まれた時から当たり前であった世代である。生活者としての本人のみならず子供への影響力をもつ者として、パラダイム転換をもっとも必要としている対象世代ではないだろうか。したがって2050年を超長期と表現することに異論を唱える。

2) : 行動変革のための経済誘導策の導入について

* 12102、* 12104 * 21703、* 21708、* 21710に記載された理念に大いに賛意を表すが、この理念が実現するには経済的インセンティブの早期導入がもっとも有効と思われる。しかる

に*21134「真摯に検討を進めるべき課題です」、*21745「経済的手法については・・・総合的に検討します」等の記述は、環境基本法が制定された平成5年の法文と大して変わりなく失望を禁じ得ない。

国民個々人の環境行動の変革には、各地での啓発活動、環境教育や報道を通じて国民の行動選好が自発的に変化するのが望ましいのは論を待たないが、知識と認識のみでは実践に結びつきがたいのが、地球規模環境問題の特色でもある。職業、年齢、階層等に関わりなく万人に行動変革を確実にするのが「お金」であり、支出を節約しようとの行動が、結果として環境負荷の低減に結びつくような「社会的しくみ」構築への取り組みを、政治主導でも積極的に進める必要を表明すべきではないか。

また環境負荷の大きな商品や営為から、負荷の小さな商品や営為の開発や定着への政策的資金移動は、脱温暖化社会の形成への強力な原動力になると考える。

3) : 車依存社会からの脱却誘導について

わが国は石油を産しない国であり、地球環境のみならずわが国の将来を見据えても、自家用自動車の野放図な所有と使用の風潮には警告を発すべきと考える。

*21319、*22130は大都市圏内の大気汚染対策に視点を置いた記述であり*22134、*21319に環境負荷の少ない自動車の普及促進が記述されているけれども、大都市圏は公共交通が経営的に成り立つ地域であり、「自家用自動車を保有(使用)しないで暮らす道」もあることを明示的に記載してもよいではないか。

*21306に記載の通り地方都市では自動車への依存率は高まっている。北海道でもっとも人口規模も密度も高い札幌市でさえ、公共交通が経営的に必ずしも成り立ち難く、まして人口密度の低い地域では経営的に破綻している路線が多い。老人・病人・障害者・青少年・子供の移動が不自由な社会、人口稠密地域にしか住めない社会が出来しようとしている。これらも長期的視点に立った社会費用にほかならない。自家用自動車への依存率を低下させ、公共交通の経営を成り立たせる有効な政策を積極的に押し進めて欲しい。

さらに積雪地の道路管理では多大な除排雪費用とエネルギーを費消する。札幌市が公的に行っている分だけでも、年間の除排雪量は約1500万m³、費用は150億円を超える。積雪時の地震や大火など二次災害に備えるに必要な除排雪量と考えられているが、自動車の野放図な使用が抑制されていれば、これほどの除雪は不要と考えられる。これは雪国で特徴的に追加されている社会(外部)費用である。

エネルギーとお金をかけなければ機能できない都市、車が自由に走れなければ満足しない国民では、持続可能な社会は形成できない(*21317、*21319、*22154関連)。移動に関するパラダイム転換が急務であることをもっと積極的に訴える計画であって欲しい。

いまや自動車に起因する社会的(外部)費用を、環境基本法37条にうたう原因者が負担すべき費用に算入すべき時代ではないだろうか。自動車走行に対する課税強化を含む環境税制の推進を環境サイドから強力に押し進める時と考える。

*22135の交通需要管理の項の記述には賛意を表す。交通・物流全般に対し二酸化炭素排出量の最小化に視点を置いた誘導策を積極的に推進する計画であって欲しい。

4) 指標について

* 21776 事業推進の点検には何らかの評価指標が必要なことは論を待たないが、数量化の過程で、要素の取捨や異種の要素の換算、総合化にあたっての重み付け等における割り切り、数量化や指数化になじまない要素の切り捨て等を伴わざるをえない。さらに環境の質に関する課題には、数量化や金銭換算になじまない要素が多いことにも配慮し、評価システムが形骸化しないような留意も喚起していただきたい。（* 30401にも関連）。

5) 原子力依存率増加不可避の開示について

* 21131 温室効果ガス排出削減の具体策として、40頁5行目にひとこと「原子力発電・・・等の活用を図ります」とあるのみで、中環審としての原子力発電への方針が明示されていない。省エネルギーが功を奏さず、二酸化炭素排出量削減に関する国際公約を達成できない場合、現在以上に原子力発電への依存率を高めざるをえないことを国民の前に明言すべきではないだろうか。そしてエネルギー使用効率向上と省エネルギーへの努力を呼びかけると同時に、エネルギー供給システムの内容認識を目的とするEnergy Communicationとでもいうべき領域の啓発推進へ踏み込む必要があるのではないだろうか。

北海道は風の強い地域であり多数の風力発電設備が設置されているが、普及定着にはさまざまな障害が横たわっている（* 21223企業の社会的責任、* 21720、* 21727関連）。温室効果ガス削減のみならず省エネ意識の促進、エネルギー安全保障上からも、自然エネルギーの普及推進への方向性を示すことはできないだろうか（新エネルギー利用促進特別措置法に規定する買い取り義務量拡大への取り組み等）。

6) 廃棄物の適正な処理の推進について

* 22185 北海道には現在、北海道のみならず他都県で発生した産業廃棄物の処理を目的に、廃蛍光灯など水銀廃棄物が分離精製のため、プラスチック廃棄物が発電燃料として持ち込まれているほか、PCB専焼分解炉が建設中である。苫小牧港は静脈産業港湾としての位置づけも得ている。北海道民の多くは道内に静脈産業を立地させても、単なる廃棄物捨て場であってはならないと考えている。* 22182、* 22190に記載された静脈物流システムならびに拠点的広域処理施設に関して、処理処分を引き受けた地域が二次汚染の被害を被ることのないよう手厚い支援の必要を盛り込んでいただきたい。

7) 外来汚染への確固たる発言力保持について

国際的な取り組みについては、* 12501で述べられているが、わが国の西南方に位置する国々の工業発展がめざましい現状に鑑み、西端からわが国へ流入する大気汚染に対して、また同様に日本の海岸（特に日本海側、オホーツク海側）に漂着するごみや水質汚染物質に対して、確固たる抗議ができる外交関係の保持に努めるといった文言はいれられないだろうか。

8) 外来生物について

* 221B0 北海道には開発過程で失われた種も多いが、国内では比較的多くの野生生物が残存しており、北海道民の多くはその固有の生態系が保全されることを願っている。しかし近年、アライグマ、アメリカザリガニ、ブラックバスなど外来種の繁殖が確認されている。

本計画に「外来生物の輸入・飼養・放出に係わる規制を適正に進める」とはうたわれているが、一歩進めて輸入の原則禁止に近い制限も必要ではないだろうか。

9) 第三部 計画の効率的実施について

* 30101 全文に賛意を表します。

* 30201 国ならびに地方自治体での施策費用に「財政上の措置を講ずるよう努めます」とあるが、財源を要することであり「環境へ負荷を及ぼす行為への課税強化を進めて財政上の措置を講ずるよう努めます」とまでは書けないだろうか。

* 30401 指標群を用いた評価が形骸化しないよう期待する。環境の総合評価手法自体未解決の課題と思われるので、「指標がもつ特性や限界に留意するとともに」「総合的評価手法の開発に努める」などの記述に好感をもつ。

大部の計画書であり、短時間に全体に目を通すこともできず、的はずれの意見を申し述べた箇所も多々あることとお許しを請うが、意見として開陳します。 以上

第3次環境基本計画（案）に関する意見

藤田 郁男

意見 1 : <11211> <21212> <22280>

環境教育では「地球上の資源は有限」であるという視点を強調すること

「地球は極めて大きく、資源も無限のように考えていた時代は終わった」が、生活の惰性で依然として無限の資源に頼る生活をしている。急激な高度成長を目指した結果

- 1 CO₂の増加による地球温暖化
- 2 世界の人口の急激な増加による食糧維持
- 3 経済性を高めるため過放牧や森林伐採による砂漠化 等が表れるようになった。

また、増加する人類において、必然的にエネルギー資源の窮乏が数十年を待たずここ数年直面する問題でもある。

「地球資源が有限なこと、地球環境汚染は再生がきわめて難しいこと、自然環境を無視して経済を論じることができないこと」等を環境教育の中で学ぶことが大切である。

環境問題では当面する具体的事象は、省庁を超えた問題が多い。パートナーシップを重視した施策の強調が必要である。

意見 2 : <11212> <21808> <22281>

環境教育の取り組みに、未来を見据えた具体的方策と施策を

「国連持続可能な開発のための10年」が始まった。日本の環境教育を進める基本的な視点も「持続可能な開発のために」という考え方を基に進めなければならない。これには、幼少の子どもから「もののありがたさ」「自然への畏敬念」を育てることが大切である。子どもたちそれぞれが「感性」「経験」「知識」をもとに、「自分で考え」「自ら行動する」能力を得させる仕組みづくりが環境教育である。家庭・学校・地域社会が協力して構築することが必要である。いずれも心身の発達段階を考慮した施策を促進することが必要である。

地球環境はやがて危機的状況をむかえることは必至である。「その時に生きる子どもたちの世代には、できるだけこれらの事を早くから知っておくこと」その時「自分達はいかにすべきか、考えさせる習慣を体得させる」ことが必要である。

意見 3 : <12104> <21212> <21233> <21805>

ライフスタイルの変革の強調と自主的な環境活動への参加が可能な方策を

「ライフスタイルを変えよう」このことは環境問題で最も重要なことで、誰もが異議を称えることはないが、個人で行う範囲は限定される。そのためか地域を巻き込んで事

業を進める必要があるが。「地域」とか「地域コミュニティ」との連携でと云われると、その母体の「地域」が極めて不明確で、町内会か、小・中学校単位の PTA なのか、企業や団体なのか受け取り方は多様であり。実施の責任体制や運営に問題が出てくる。これは、ゴミ問題、除・排雪問題、街灯の問題など多くのことに関連する。

誰もが生活の中で「もったいない」ということばを発展させ、食育を大切にした生活スタイルの実行、とくに、子どものときからの環境活動への参加や親子共に参加することでの「ふれあい」、子どもとシルバー世代との協同事業など積極的な活動を強調したい。「子供たちが大人の体験を聞いて { 環境破壊の恐ろしさに目を向ける } 機会を持つなど、地球環境を考慮した、快適な生活を自らが参加・構築していく方向性」を喚起できる施策を立案してもらいたい。

意見 4 : <12302> <21809>

環境問題解決のための人材育成は、子供たちの未来への励みになるものを

「環境問題解決の切り札は、人材育成、人的資源の確保」である。最新の「環境問題解決への手がかりになるような」科学的知見や科学技術の推進で、日本が独自に開発した多くの事例がある。このような事例には「光触媒と酸化チタン」「色素増感太陽電池」「リグノフェノール系樹脂による持続的物質循環システム」など、多くの学校教材に適当なもので、これらの最先端科学の成果・業績を知ることは、科学教育を通して環境問題の克服に向けての大きな力になり、子供たちの未来への励みと目標になる。多くの情報を提供する普及・啓蒙を積極的に提示すること。

意見 5 : <22270>

環境教育での実践活動の省庁を越えた横断的な支援と促進計画を

環境教育の原点は「一人一人の意識の変化によって環境問題は解決できる」ことへの期待と「持続的に発展可能な社会」を目指して、「地道な実践活動を行うことにより、輝く未来でなくとも、より良い未来の建設ができる」支援体制を促進する。

- 1 環境教育は「知識ではなく、心の問題であり、生き方の問題」である。
- 2 自然環境を活用した教育では、自然科学的・社会科学的知識だけでなく、文学・芸術などの情操面からの自然観、環境倫理の育成をする。
- 3 環境教育は「自然や社会環境のあり方や人間のあり方を問う」ことにある。
- 4 環境教育に関わる様々な活動は、「学校だけでなく、地域社会の中に根付くように連携をはかる」ことが大切である。
- 5 地球の有限性、資源・エネルギー、平和と安全、国際協力など、自然と地域社会とのつながりを重視した、環境教育の総合的なカリキュラムを構築する必要がある。